

沿岸広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年1月4日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 283号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鈴子町2番72地先内	新	m 21.6～19.0	m 235.4
	旧	19.8～19.0	235.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成31年1月4日から同年2月4日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 久慈岩泉線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字半城子120番4地先内	新	m 34.8～22.0	m 25.0
	旧	28.6～19.2	25.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成31年1月4日から同年2月4日まで